

北技保第120号
令和2年10月1日

一般社団法人北海道バス協会会長 殿

北海道運輸局長

令和2年度における事故防止対策の徹底について

平素、自動車交通行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

これまで北海道運輸局では、事業用自動車の事故削減のために取り組みを進めてきており、その一つとして、例年、本格的な行楽シーズンを迎える年度当初に通達を发出し、輸送の安全確保に万全を期するようご依頼させていただいておりましたが、本年2月に全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、4月には政府において、北海道を含む全国の都道府県が「緊急事態措置を実施すべき区域」とされ、自動車運送業界においても多大な影響が見込まれたことから、本事故防止通達の发出を見合わせていたところ です。

また、平成29年には「北海道運輸局安全プラン2020」を策定し、事業用自動車の事故削減目標の達成に向け取り組んでいるところであり、かつ、本プランは本年度をもって最終年度を迎えているところ です。

北海道では、これから本格的な積雪寒冷期を迎えることとなり、路面の凍結や吹雪による視界不良など道路状況に適した安全な運行が求められます。

昨今、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践が求められているところでもあり、感染防止対策を講じたうえで、本年度においても輸送の安全確保に万全を期すため、法令遵守はもとより、下記事項について重点的に取り組み、事故防止に努めていただきますよう貴会傘下会員に対し周知徹底方よろしくお願ひします。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

1. 運行管理について

(1) 飲酒運転等の防止

運転者に対する点呼は、対面によりアルコール検知器を用い確実に実施し、酒気を帯びた状態及び健康状態（疾病、疲労、睡眠不足等）、また危険ドラッグや覚せい剤等不法な薬物の使用等により安全な運行ができないおそれがある場合には絶対に乗務させないこと。特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、厳正な点呼を実施すること。

(2) 過労運転の防止

運行計画・経路の設定等にあたっては、運転者の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握し、特に長距離、夜間、早朝運行に関しては、乗務距離、乗務時間、休憩時間及び交替運転者の配置等を勘案し無理のない乗務割を作成すること。

(3) 健康管理の指導の徹底

健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用するほか、乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等についての指導を徹底すること。

(4) 安全な運行の確保

交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、道路状況及び道路環境に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持など、基本的な交通ルールの指導教育を徹底するとともに、運行記録計の記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止の徹底を図ること。

また、乗務員に対して制限速度の遵守や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質性・危険性を周知し防止を徹底するとともに道路交通法等の法令遵守を図るなど、安全の確保を最優先すること。

更に、異常気象時等における対応を適切に行うため、気象、降雪情報・道路情報等の収集及び乗務員に対する連絡体制を整備すること。

(5) 雇用運転者の指導

運転者の指導等については「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により確実に行うこと。

また、運転者が運転経験を有する車種区分について把握し、乗務させようとする車種区分に係る運転経験が十分でない場合には、事業の種類や運転者の選任状況によることなく、必要に応じて当該車種区分の自動車について実車による添乗指導を行うなど、安全な運転方法について確実に指導を行うこと。

(6) シートベルト着用の徹底

乗務員の着用はもとより、乗客用シートベルトを座席に埋没させないなど常時容易に着用できる状態とし、車内放送、座席ポケットへのリーフレットの備付け、座席へのステッカーの貼付等により、乗客に対してシートベルトの着用を促すとともに、乗務員に対して自ら車内巡回を実施し、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認するよう指導すること。

(7) 車内事故防止

乗客に対して車内掲示、案内放送等も活用し、特に急制動時における注意及び走行中は座席を移動しないこと等の周知を図るとともに、発車時及び停車時における車内外の乗客の動向に注意を払うよう乗務員に対する指導を徹底すること。

2. 車両管理について

(1) 車両火災事故防止

電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行い、自動車点検基準の点検項目にない暖房装置などについても点検整備を行うこととともに、運転者に対し、車両の構造や特性についての指導を適切に実施すること。

(2) 車輪脱落事故防止

タイヤ交換を行う際には、ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認した上でホイール・ナットを規定のトルクで締め付けるとともに、交換後50～100km走行後を目安に増し締め等して確認すること。

また、自動車点検基準の点検項目である「スペアタイヤの取付状態」についても確認すること。

(3) 車両床下部の腐食を原因とした破断等による事故防止

定期点検項目「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検では、ハンマーによる打音点検を行う等、適切に実施し、点検の結果、異常が認められた場合は、修理が完了するまで運行を中止すること。